

減免できる範囲

●身体障害者手帳を持っている人

障害の種類		障害の級別						
		1	2	3	4	5	6	7
視覚障害		◎	◎	◎	◎	×	×	
聴覚障害			◎	◎	×		×	
平衡機能障害				◎		×		
音声機能障害 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)				○	×			
上肢不自由		◎	◎	×	×	×	×	×
下肢不自由		◎	◎	◎	○	○	○	×
体幹不自由		◎	◎	◎		○		
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	◎	◎	×	×	×	×	×
	移動機能	◎	◎	◎	○	○	○	×
心臓機能障害		◎		◎	×			
じん臓機能障害		◎		◎	×			
呼吸機能障害		◎		◎	×			
ぼうこう又は直腸の機能障害		◎		◎	×			
小腸の機能障害		◎		◎	×			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		◎	◎	◎	×			
肝臓機能障害		◎	◎	◎	×			

◎:本人運転又は生計同一の家族運転

○:本人運転

×:非該当

●療育手帳を持っている人

A判定(重度)

●精神障害者保健福祉手帳を持っている人

1級(通院医療費の公費負担番号の記載のあるものに限る)

- ・原則、軽自動車等の所有者が身体障がい者等であるものに限り、
- ・ただし、所有権留保で使用者が納税義務者であり、使用者が障がい者本人である場合は減免の対象となります。
- ・例外として、年齢18歳未満の身体障がい者、または年齢に関係なく知的障がい、精神障がいのある方については、生計を一にし、現に運転する方の所有である場合が対象となります。